



【不妊に悩む方への特定治療支援事業

（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分） Q & A】

【助成の対象となる治療等について】

Q. 助成金の対象となる治療および費用は何ですか。

A. 病院の窓口にて保険診療が適用されずに10割負担で支払った体外受精・顕微授精・男性不妊治療の治療費が対象となります。

ただし、先進医療等の保険外併用療養費（※）が支給される場合は対象外となります。

保険診療の算定要件等については、各医療機関にご確認ください。

＜参考＞保険外併用療養費とは？

保険が適用されない診療を受ける場合には、通常、健康保険が適用される診療分も含め、医療費の全額が自己負担となります。

ただし、保険が適用されない治療を受ける場合でも、厚生労働大臣が定める「評価療養（先進医療等）」と「選定療養（時間外診療等）」は保険との併用が認められています。通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）の費用は、通常の保険診療と同様に自己負担額を支払い、残りの医療費は保険外併用療養費として健康保険組合が負担します。

【例：総医療費が100万円、先進医療が25万円の場合】

| | | | |
|-----------------|---|-------------------|-------|
| 健康保険適用分 75万円 | { | 先進医療（全額自己負担） | 25万円 |
| | | 通常の治療（診察等） | 53万円 |
| | | 自己負担（3割） | 22万円 |
| | | 総医療費 （先進医療を含む） | 100万円 |

Q. 対象となる治療期間はいつですか。

A. 治療開始日が令和4年3月31日以前であり、治療終了日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの治療が対象です。

ただし、保険適用前に不妊治療で凍結保存した胚を用いて、令和4年4月1日以降に移植準備のための「薬品投与」を開始する治療ステージCについては、助成事業の対象となります。

※ ステージCの治療については、一定の要件を満たす場合、保険診療の対象となります。その際は、助成対象外となります。

Q. 令和4年3月に終了した治療を、令和3年度分として、令和4年4月に申請しました。令和4年2月に採卵し、申請していない凍結胚を、令和4年6月に胚移植した場合は、

令和4年度分として、もう1回の申請ができますか。

A. 申請できます。ただし、申請回数が1回以上残っている場合に限りです。

Q. 厚生労働省のホームページを見ました。保険適用前に凍結した胚は、保険診療で使えるとのことですが、ステージCの治療は、保険診療で行うか、保険適用外で行うか選べるということですか。

A. 厚生労働省発行の国民向けリーフレットによると、保険診療か保険適用外で行うか選べることとなっています。保険適用外で治療を行った場合は、助成の対象となります。診療方針等については、医療機関へご相談ください。

Q. 令和4年度中に終了しない治療は対象外ですか。

A. 令和3年度以前に治療を開始し、かつ、令和4年度中に終了しなかった治療については、令和5年3月31日までに終了した治療を助成対象とするため、令和4年度中に終了しない治療がある場合は、子ども支援課へご相談ください。

【申請回数について】

Q. 申請回数は何回までですか。

A. 令和4年度は、保険適用に伴う円滑な移行支援として実施しますので、上限回数に関わらず、申請回数は1回限りとなります。

年度をまたいで複数の治療を実施した場合や、申請回数が2回以上残っている場合も、1回限りの申請となりますのでご注意ください。

<参考>保険診療における年齢や回数の要件について

これまでの助成金と同様に制限があるものの、過去の治療実績や助成金利用実績は加味されません。

Q. 回数リセットの対象となるのはどのような場合ですか。

A. 第1子の出産（妊娠12週以降の死産を含む）によって、助成回数のカウントをリセットすることができます。助成回数のリセットを行う方は、戸籍謄本（原本）を提出してください。（死産の場合は、死産届の写しや母子健康手帳の「出産の状態」ページの写しを提出してください。）助成回数のリセットの注意点については、別紙「2人目以降特定不妊治療費助成事業」をご覧ください。

【男性不妊治療について】

Q. 令和4年3月31日以前に男性不妊治療を行いました。助成対象ですか。

A. 男性不妊治療においては、特定不妊治療として実施する一連の治療の開始日が令和4年3月31日以前であって、すべての治療を自己負担（10割）で支払った場合には、年度をまたぐ一回の治療として、令和4年度経過措置の助成金申請をすることができます。

ただし、令和3年度中に男性不妊治療を実施したが、精子が採取できなかった等の理由により、男性不妊治療単独での助成金申請を希望する場合は、その男性不妊治療の終了日

が助成金申請上の「治療終了日」となります。（令和4年3月31日までに治療が終了している場合は、令和3年度分として申請する必要があります。）

Q. 助成対象となる手術や費用について教えてください。

A. 特定不妊治療の一環として精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術費用、凍結費用が対象となり、検査費用は対象となりません。

対象となる手術は、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に至る過程の一環として行われる、顕微鏡下精巣内精子回収採取法（MD-T E S E）などにより、指定医療機関又は指定医療機関から紹介等をされた医療機関において手術を受けたことが必要です。（指定医療機関の主治医の指示のもとに行われた治療に限ります。）特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療が対象となりますが、採卵準備前に精子回収術を実施したが精子が採取できなかった場合には、男性不妊治療費のみの申請となりますので、指定医療機関の妻の主治医が証明のうえ、ご申請ください。

※ 「精管閉塞」、「先天性の形態異常」、「逆行性射精」、「造精機能障害」、「精索静脈瘤手術」、「精路再建手術」など、医療保険が適用される手術療法や薬物療法は不妊治療費助成制度の対象外です。

【申請手続きについて】

Q. 申請書一式はいつ提出すればよいのですか。

A. 助成の対象となる一つの治療期間ごとの、治療が終了した日の属する年度内（3月31日まで）にご申請ください。ただし、次の①②の場合、申請期限を令和5年5月31日まで延長いたします。①令和5年2月1日から3月31日に終了した治療②令和5年3月31日までに治療が終了しなかった場合で、令和5年3月31日までに終了した治療（治療継続中の場合も申請可能）国の助成制度終了に伴い、期限を過ぎた申請は受付することができません。申請期限にご注意ください。なお、提出された書類はご返却できませんので、領収証において原本が必要な場合は、写しを添付して提出してください。

【国外に住所がある場合について】

Q. 配偶者が、国外に居住しているため住民票の提出ができません。その場合、何を提出すればよいのですか。

A. 国外に居住していると判断できる書類の提出が必要です。例としては、本人の氏名と住所の記載されている公共料金等の納付書や、在勤・在学証明書等になります。なお、証明書が外国語の場合は、日本語訳を添付してください。

【マイナンバーについて】

Q. マイナンバーの記入は必ず必要ですか。

A. ご夫婦のどちらかの住所が宇都宮市外にある場合には、本籍・続柄が記載された住民票の原本が必要になりますが、個人番号（マイナンバー）をご記入いただくことで確認できるため、住民票の提出が不要になります。